

関東信越税理士会
熊谷支部9月例会次第

日時 令和2年9月7日(月)
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|--------------|-------------------|---|------------|
| (1) 8月 6日(木) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 8月 6日(木) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 9月 1日(火) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (4) 9月 1日(火) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (5) 9月 3日(木) | 第41回親睦チャリティーゴルフ大会 | 於 | 川越カントリークラブ |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 署との協議会

日時 9月7日(月)午前9時30分～10時00分

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 例会

日時 9月7日(月)午前10時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(3) 研修会

日時 9月7日(月)午前10時40分～12時00分

場所 ホテルガーデンパレス

(4) 租税教室講師研修

日時 9月16日(水)午前10時00分～12時00分・午後1時30分～3時30分

場所 熊谷税務署

(5) 正副支部長・地域長会

日時 10月1日(木)午後2時30分～

場所 支部事務局

(6) 熊谷税務署との協議会

日時 10月1日(木)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(7) 「税を考える週間」税理士による電話相談

日時 11月17日(火)

場所 電話相談

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

萩原美明(令和2年8月26日新規入会・税務支援対策部)

〒366-0041 深谷市東方1929番地4

TEL 594-9576 FAX 594-9576

熊崎美杉(令和2年8月26日新規入会・税務支援対策部・女性部)

〒366-0041 深谷市東方3257番地6

TEL 532-4695 FAX 532-4695

退会

橋本久夫(令和2年8月31日 業務廃止)

令和2年9月1日現在 会員数162名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 10月7日(水) 午前 9時30分～ 署との協議会
午前10時00分～ 例会
午前10時45分～ 研修会
*バス 午前 9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 10月7日(水)午前10時45分～12時45分
内容 DVD 研修「遺言の形態と課税実務」(遺言に関連する民法改正内容含む)
～受遺者に法人が含まれる場合は相続税・所得税・法人税の課税～
単位 2単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

9. その他

支部事務局に令和2年度広報用のポスター(B1サイズ、B2サイズ)がきています。
希望する会員は、支部事務局まで取りに来てください。
ポスターのデザインは、本日お配りしたクリアファイルと同じです。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(令和2年9月7日現在)

11月例会	11月 9日(月)	午前10時30分～
12月例会	12月 9日(水)	午後 4時00分～
1月例会	1月14日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(月)	午前10時30分～
3月例会	3月26日(金)	午後 4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

令和2年9月7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
副支部長 福島泰彦
地域長 清水茂昭
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修 令和2年度支部研修会のご案内

拝啓 まだ暑さが続きますが、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和2年10月7日(水) 午前10時45分～12時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 DVD研修
「遺言の形態と課税実務」(遺言に関連する民法改正内容含む)
～受遺者に法人が含まれる場合は相続税・所得税・法人税の課税～
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分 熊谷駅南口
単位 2単位

9月28日(月)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

令和2年10月7日の支部研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

令和2年9月7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久

日税連からのお知らせについて

日頃は、支部の運営にご協力いただき誠にありがとうございます。
本会より情報が入りましたので、お知らせいたします。

(日税連)

「東京都感染防止協力金」及び「理美容事業者の自主休業に係る給付金」の事前確認に係る謝金請求の最終案内について「東京都感染拡大防止協力金の第1回目並びに第2回目」及び「理美容事業者の自主休業に係る給付金」に関して、専門家（税理士）の事前確認に係る謝金については、すでにその申請が終了したところです。

一方で、申請未了会員からの要望を受け、東京税理士会と東京都で協議を行い、東京税理士会ホームページから追加申請を行うことが可能となりました。

つきましては、9月17日（木）までの期間限定で東京税理士会ホームページに専用の入力フォームが特設されておりますので、本会会員で申請未了の場合には、下記の東京税理士会ホームページからご申請ください。

●東京税理士会ホームページ

<「東京都感染防止協力金」及び「理美容事業者の自主休業に係る給付金」の事前確認に係る謝金請求の最終案内について>
https://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accountant/news/2741/

(中小企業庁)

令和3年度における固定資産税・都市計画税の軽減の申告に関する書類確認について

中小企業庁から日税連を通じて、令和3年度における固定資産税・都市計画税の軽減の申告に関する書類確認についての周知依頼がありました。

標記については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度において、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置が講じられるものです。なお、中小企業者等が軽減措置を申告する際の書類に関しては、事前に認定経営革新等支援機関等（※）による確認を行うこととなっております。

詳細は、下記の中小企業庁ホームページからご確認ください。

●中小企業庁ホームページ

<新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います>
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

(※) 認定経営革新等支援機関等には、当該支援機関の資格の有無にかかわらず、すべての税理士が該当します。詳細は、以下のURLからご確認ください。

(中小企業庁HP) 認定経営革新等支援機関等一覧

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200716zeisei_ichiran.pdf

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
2. 10. 19 (月)	岡本祐一	
2. 10. 22 (木)	曾根和也	
2. 10. 26 (月)	納見 宏	
2. 10. 29 (木)	西田政隆	
2. 11. 2 (月)	橋本直樹	
2. 11. 5 (木)	渡辺 保	
2. 11. 12 (木)	渡辺雅江	
2. 11. 16 (月)	天笠裕司	
2. 11. 19 (木)	小島久幸	
2. 11. 26 (木)	櫻澤 敦	
2. 11. 30 (月)	清水茂昭	
2. 12. 3 (木)	高橋勤二	
2. 12. 7 (月)	武田 司	
2. 12. 10 (木)	増田亮吉	
2. 12. 14 (月)	村田克也	
2. 12. 17 (木)	山崎浩成	
3. 12. 21 (月)	大谷宏一	
3. 1. 18 (月)	小野澤克則	
3. 1. 21 (木)	柿沼和歌枝	
3. 1. 25 (月)	小島周二	
3. 1. 28 (木)	清水一宏	
3. 2. 4 (木)	瀧山英太	
3. 2. 15 (月)	高橋幸一	
3. 2. 18 (木)	富田秀昭	
3. 2. 22 (月)	橋本 博	
3. 2. 25 (木)	内田拓志	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会
会長 江本英仁
(公印省略)**令和2年度下期会費収納に関するご案内**

会員各位におかれましては、本会会務の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成29年4月より本会が預金口座振替を利用し、会費（本会・県連・支部分）の収納事務を行っております。つきましては、先般ご提出の「金融機関提出用口座振替依頼書」にご記入いただいた預金口座から、下記のとおり引き落としいたしますので、金額等のご確認をお願いいたします。

記

【会費の預金口座振替に関して】

1. 収納内容

会費（本会・県連・支部分）

※政治連盟との事務委託契約に基づき、県税理士政治連盟の会費（4月及び10月に各々5,000円）を同時に収納する場合があります。〔税理士法人会員は除きます〕

2. 預金口座振替日

毎事業年度の4月及び10月の各26日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）

※対象期間4月（上期4月～9月分）、10月（下期10月～3月分）

※上記の日に振替不能の方については、各振替日の翌月26日に再振替

※通帳等に記載される引落名称は、「DF.カンソウカイ」です。

※預金口座振替へのご変更又は口座情報等にご変更がある場合には、本会事務局までご連絡くださいようお願い申し上げます。

3. 収納金額

支部名	引落日	本会会費	県連会費	支部会費	合計
熊谷	10/26	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円

払込票(コンビニ・郵便併用)を利用し、会費の納入をされている皆様へ

預金口座振替を希望されなかった方には、毎事業年度の4月及び10月の中旬頃に払込票(コンビニ・郵便局併用)を送付いたしますので、できるだけ早期に納付くださいますようお願い申し上げます。(納付期限：上期4月末、下期10月末が原則)

預金口座振替による会費収納へのご変更を、重ねてお願いいたします。

国税庁では、デジタルガバメントの実現に向けた政府全体の方針に基づき、利用目標の設定を含む累次の計画を策定し、これに沿って、e-Taxの普及及び定着に取り組んでまいりました。

この度、令和元年度における各申告手続等のオンライン利用率等の実績値が確定しましたのでお知らせいたします。

別添1「令和元年度におけるe-Taxの利用状況等について」をご参照ください。

なお、資料は国税庁全体の実績値となっておりますが、熊谷署における利用率は、

○オンライン利用率

国税申告2手続が 65.3% (目標+ 4.3 ポイント)

国税申告4手続が 87.3% (目標+ 2.3 ポイント)

申請届出9手続が 83.6% (目標+13.6 ポイント)

○ICT活用率 83.7% (目標- 1.3 ポイント)

となっております。

オンライン利用率の各手続は、前年よりポイントが増加しておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

(2) ダイレクト納付の利用促進について (管理運営部門)
別添2「ダイレクト納付をご利用ください」参照

ダイレクト納付の利用勧奨につきましては、日頃からご協力いただきましてありがとうございます。

国税庁では、納税者の利便性向上及び行政運営の効率化等の観点から、従前よりダイレクト納付の利用拡大に取り組んでおり、利用可能金融機関の拡大、複数口座の登録利用、ダイレクト納付を利用した予納の導入など、利便性の向上を図っているところでございます。

また、昨年10月からは地方税の納付においても「地方税共通納税システム」の運用が開始されておりますので、併せて関与先等への積極的な利用勧奨をお願いいたします。

ダイレクト納付の利用可能な金融機関については、国税庁ホームページに掲載されている「利用可能金融機関一覧」を参考としてください。

(3) 納付書の交付請求について (管理運営部門)
別添3「納付書交付依頼書」参照

所得税徴収高計算書を含め各種納付書の交付請求については、これまで電話等による請求が多かったところですが、今後、整理番号、納税者名等納付書の作成誤りを防止するため、別添3「納付書交付依頼書」により対応させていただきたいと思っておりますので事務所職員の方にも周知願います。

原則、金曜日までにご提出いただいた依頼書について、翌週水曜日に交付できるよう用意いたしますので、余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。

また、受領にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力来署を避け、郵送による受領を選択いただきますようお願いいたします。

なお、「納付書交付依頼書」の原義用紙をお配りしますので、ご活用ください。

(4) 納税証明書オンライン請求の利用促進について (管理運営部門)
別添4「納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!!」参照

ご承知のとおり、納税証明書の交付請求は自宅や事務所のパソコン、またはスマートフォンやタブレット端末からe-Taxを使ったオンライン請求が可能となっております。

書面による請求に比べ、手数料が安く、受取日時をご指定いただくことで、窓口での待ち時間が短縮できるなどのメリットがございます。

また、新型コロナウイルスの影響によるソーシャルディスタンスの観点からも、署における滞在時間の短縮を図ることが可能なオンライン請求の利用勧奨していただきますようお願いいたします。

オンライン請求にあたっては、利用者識別番号や暗証番号が必要となりますので、番号等が不明な関与先の納税者から利用者識別番号や暗証番号の問い合わせを受けた場合には、適切な対応いただきますようお願いいたします。

(5) 中間申告分や予定納税分の特例猶予を受けられる期間について (徴収部門)

中間申告分や予定納税分についても特例猶予を受けることができますが、その猶予期間は、猶予を受けた中間申告分や予定納税分と同じ年分(事業年度)の確定申告期限までとなりますので、猶予期間の終期にご注意ください。

なお、中間申告分や予定納税分について特例猶予を許可された後、猶予期間内に完納できなかった場合には、改めて、換価の猶予や納税の猶予を申請することができますが、猶予の自動更新や延長はされません。

換価の猶予や納税の猶予については、特例猶予と申請書や添付書類が異なるほか、特に、換価の猶予の申請は、納期限から6か月以内に行う必要がありますので、特例猶予を受けても国税を完納できない場合は、早めに税務署まで相談いただけますようお願いいたします。

(6) 個人事業者に対する消費税各種届出書の提出勧奨について (個人課税部門)

関東信越国税局文書照会センターから「消費税に関する届出についてのお尋ね」を順次発送いたします。

- ① 令和2年分消費税新規課税事業見込者及び免税事業見込者
発送予定：9月中
- ② 令和3年分消費税課税事業見込者及び免税事業見込者
発送予定：10月中

「関東信越国税局文書照会センター」から記載の予定で随時送付となりますので、ご承知置きくださるようお願いいたします。

なお、関与先からの記載・提出等に関するお問い合わせ等がございましたら、先生方からご指導いただくとともに、ご質問等は書面に記載のある「文書照会センター」宛てに問い合わせさせていただくよう併せてお願いいたします。

(7) 令和2年分所得税確定申告における青色申告特別控除の電子帳簿保存について
(個人課税部門)

既にご承知おきいただいておりますが、令和2年分より青色控除65万円の適用条件が改正され、次のいずれかによらない場合は55万円となります。

① 電子申告による提出

② 電子帳簿保存法の承認申請書の提出

電子帳簿保存法の申請は、本来は帳簿の備付けを開始する3カ月前までに申請が必要ですが、改正に際し、令和2年分からの適用については令和2年9月30日までに申請し、同年12月31日までの間に仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存により、65万円の適用を受けることができます。

大半の先生方は電子申告を使用されておられると思いますが、電子帳簿保存法の適用の特例を受ける場合は今月末が期限となっておりますのでご留意願います。

(8) 特定路線価設定申出書の提出チェックシートの活用について (資産課税部門)
別添5「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」参照
別添6「特定路線価及び個別評価評定担当署一覧」参照

特定路線価の設定の要否判定に資するため、別添5「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」(以下「チェックシート」という。)を導入しており、チェックシートの活用をしていただくとともに、併せて、特定路線価設定申出書に添付の上、提出していただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(9) 相続税e-Taxの普及・定着について (資産課税部門)

電子行政推進に関する政府全体の方針に基づいて策定された「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」では、相続税e-Taxについて令和2年度までに25%の利用率を目指すとしており、更なる利用促進を図っていく必要があります。

相続税申告については、税理士及び税理士法人の関与割合が非常に高く、税理士の皆様にご利用いただくことが、e-Taxの普及・拡大に直結するものと考えております。つきましては、今後、関与される相続税の申告は、是非ともe-Taxをご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、e-Taxを利用することによる税理士等のメリットについては以下のとおりです。

- ① 財産取得者の利用者識別番号のみで申告が可能
- ② 税務会計ソフトで作成した申告書を送信可能
- ③ 添付書類はイメージデータで送信可能
- ④ 送信した申告書などはデータによる管理が可能

前回の例会で配布しました「はじめてみませんか？相続税申告の e-Tax!」の掲載場所は以下のとおりです。

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>電子申告等関係>（税理士の方へ）はじめてみませんか？相続税申告の e-Tax!（令和2年5月）

- (10) e-Taxの普及及び定着に向けたアンケートのお願いについて（法人課税部門）
別添7「e-Tax利用に関するアンケート」参照
別添8「ネットが便利 申告・納税 e-Tax」参照
別添9「財務諸表のデータ形式を柔軟化（CSV形式）」参照

e-Taxの一層の普及及び定着に向けた取組として、これまでe-Taxを利用されていない関与先の法人をはじめ、e-Taxを利用している関与先の法人のうち、財務諸表等が紙による提出となっている法人の現状と今後の利用予定について参考にさせていただきたいと考えております。

つきましては、一部の税理士（税理士法人）を対象とした別添7様式による「e-Tax利用に関するアンケート」の実施を9月中に予定しております。ご協力いただきますようお願い申し上げます。

- (11) 令和2年10月1日実施の酒類の手持品課税（戻税）について（酒類指導官）
別添 「令和2年10月1日に酒類の手持品課税（戻税）が実施されます」

令和2年10月1日に酒税率が改正され、酒税率の引上げ又は引下げが実施されます。酒税率が改正される酒類に対しては、流通段階にある在庫に対して新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税（戻税）が実施されます。

すべての酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます。）は、令和2年10月1日時点の対象酒類の在庫数量を確認する必要があり、申告が必要となる方は、課税額と戻税額を差し引いた結果、課税額が多い場合は納付、戻税額が多い場合は還付の申告を令和2年11月2日（月）までに行う必要がありますので、関与先へ周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

手持品課税（戻税）の概要等につきましては、コロナ感染拡大の影響により、説明会を開催しないことから、国税庁ホームページ又はYouTube「国税庁動画チャンネル」で説明動画等を公開していますので、併せて周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、手持品課税（戻税）に関する申告書等につきましては、8月26日に国税局から酒類の販売業者等の方へ一括発送されております。

添付書類

- 1 「令和元年度におけるe-Taxの利用状況について」
- 2 「ダイレクト納付をご利用ください」
- 3 「納付書交付依頼書」
- 4 「納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!!」
- 5 「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」
- 6 「特定路線価及び個別評価評定担当署一覧」
- 7 「e-Tax利用に関するアンケート」
- 8 「ネットが便利 申告・納税e-Tax」
- 9 「財務諸表のデータ形式を柔軟化（CSV形式）」

別添リーフレット

「令和2年10月1日に酒類の手持品課税（戻税）が実施されます」

5 県税事務所からの連絡事項

法人県民税・事業税の紙の納付書・申告書等の事前送付の取りやめについて

令和 2 年 8 月
国 税 庁

令和元年度における e-Tax の利用状況等について

国税庁では、デジタルガバメントの実現に向けた政府全体の方針に基づき、利用目標の設定を含む累次の計画を策定し、これに沿って、e-Tax の普及及び定着に取り組んできました。

今般、令和元年度における各申告手続等のオンライン利用率等の実績値が確定しましたので公表します。

なお、個人の納税者に係る令和元年度の利用件数は、所得税等の申告期限の延長に伴い、令和 2 年 4 月末までの利用件数となっています。

《 項 目 》	《 利用率 》	《 前年対比 》
○ オンライン利用率 ※別紙参照（2 ページ）		
・ 所得税申告	59.9%	(+2.0 ポイント)
・ 消費税申告（個人）	70.4%	(+1.9 ポイント)
・ 法人税申告	87.1%	(+2.8 ポイント)
・ 消費税申告（法人）	86.8%	(+4.2 ポイント)
・ 納税証明書の交付請求書	12.1%	(▲0.6 ポイント)
○ e-Tax の利用満足度	74.2%	(▲7.3 ポイント)
○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」 の利用満足度	92.6%	(▲0.9 ポイント)

注) 利用満足度が減少しているのは、コロナ禍で初めて e-Tax を利用され、手続や操作に手間取った方が増えたことなどが要因として考えられます。

《 用 語 》

○ オンライン利用率

申告等各手続の総件数のうち、e-Tax を利用して行ったものの件数（e-Tax 利用件数）が占める割合です。

○ e-Tax の利用満足度

e-Tax ホームページにおいて、e-Tax の利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、上位評価（「とても良い」及び「やや良い」など上位 2 段階）の回答件数が占める割合です。

○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度

確定申告書等作成コーナーにおいて、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、上位の評価となっている回答件数が占める割合です。

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年対比
		%	%	%	%	ポイント
所得税申告	①	53.5	54.5	57.9	59.9	+2.0
消費税申告(個人)	②	63.2	66.1	68.5	70.4	+1.9
(① ~ ② の計)	③	54.0	55.1	58.5	60.4	+1.9
法人税申告	④	79.3	80.0	84.3	87.1	+2.8
消費税申告(法人)	⑤	77.3	81.6	82.6	86.8	+4.2
酒税申告	⑥	82.0	81.2	81.8	83.3	+1.5
印紙税申告	⑦	60.5	59.2	60.8	60.9	+0.1
(④ ~ ⑦ の計)	⑧	78.0	80.0	82.9	86.2	+3.3
納税証明書の交付請求	⑨	9.9	10.8	12.7	12.1	▲0.6
給与所得の源泉徴収票等(6手続)	⑩	57.9	59.5	61.7	63.7	+2.0
利子等の支払調書	⑪	27.4	23.1	21.3	22.5	+1.2
電子申告・納税等開始(変更等)届出書	⑫	99.3	99.4	99.1	98.6	▲0.5
(⑨ ~ ⑫ の計)	⑬	64.3	77.4	76.9	76.2	▲0.7

主要手続

(注)1 令和元年度の個人の納税者の手続に係る手続(「所得税申告①」、「消費税申告②」及び「電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑫」)のオンライン利用率については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和2年4月30日までの集計としています。

2 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。

3 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑩」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」及び「納税等の売買又は買付けのあわせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

(表1)

○ オンライン(e-Tax)利用件数

区分	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		前年対比	
		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
主要手続	所得税申告(個人)	9,921,691	108.4	10,430,168	11,472,798	12,435,802					
	消費税申告(個人)	714,773	104.5	745,056	770,681	805,431					
	①～②の計	10,636,464	108.1	10,636,464	12,243,479	13,241,233					
	法人税申告	2,085,431	104.4	2,128,054	2,268,473	2,368,882					
	消費税申告(法人)	1,524,073	104.2	1,624,911	1,655,396	1,725,177					
	酒税申告	34,721	103.9	35,299	35,952	37,362					
	印紙税申告	84,549	99.6	84,287	86,527	86,173					
	④～⑦の計	3,728,774	104.2	3,872,551	4,046,348	4,217,594					
	納税証明書の交付請求	144,048	93.8	150,104	185,854	174,356					
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)	2,058,201	103.6	2,188,589	2,283,195	2,364,734					
	利子等の支払調書	20,034	92.7	13,778	8,161	7,562					
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書	2,968,857	91.5	7,316,619	6,790,648	6,212,791					
	⑨～⑫の計	5,191,140	94.5	9,669,090	9,267,858	8,759,443					
主要手続全体(③、⑧及び⑬の計)	19,556,378	102.6	24,178,105	25,557,685	26,218,270						
上記⑭以外の申請・届出等	5,748,278	151.9	6,057,644	5,208,659	7,914,376						
納付手続	5,122,803	119.1	5,817,975	6,827,436	8,128,964						
合計(⑭～⑯の計)	30,427,459	112.4	36,053,724	37,593,780	42,261,610						

(注)1 令和元年度の個人の納税者の手続に係る手続(「所得税申告(個人)」、「消費税申告(個人)」、「消費税率申告(個人)」及び「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」)のオンライン利用率については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和2年4月30日までの集計としています。

(注)2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続) ⑩」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」, 「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受の対価の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調査をいいます。

○ 令和元年度におけるe-Taxの普及・定着に向けた新たな取組

利用範囲の拡大

- ・相続税申告について、e-Taxでの受付を開始（令和元年10月～）

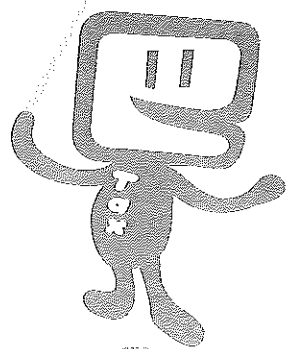
利便性向上

- ・法人税の申告手続において、別表のうち明細記載を要する部分や勘定科目内訳明細書について、CSV形式による提出が可能（令和元年5月～）
- ・更正の請求書をe-Taxで提出される方のうち、更正通知書の電子通知を希望される方に対しては、e-Taxで受取可能（令和2年1月～）

システム改善等

- ・e-Taxの推奨環境に「Microsoft Edge」を追加（令和元年5月～）
- ・スマートフォンからマイナンバーカードを利用した確定申告が可能（令和2年1月～）
- ・令和元年度の所得税の確定申告書作成コーナーにおいて、2か所以上の勤務先から給与収入がある方、年金収入や副業の収入がある方など、スマホ専用画面を利用できる方の対象範囲を拡大（令和2年1月～）

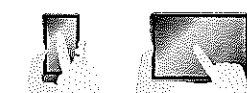
国税の納付は、**簡単・便利な** 国税庁



ダイレクト納付 をご利用ください

ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約が不要です!
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます!
⇒ 電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
⇒ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます!
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より
新たに納付
方法のご案内

- 2019年10月から「地方税共通納税システム」が開始します。**NEW**
個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。
詳しくはeL T A Xホームページ(www.eltax.jp)をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別々に必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには



ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。



e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用になれる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になれるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

ダイレクト納付の利用方法

1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する
 事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。*

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する
 ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
 「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐに納付される方」を選択
 届出をした預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択
 届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。
 (注) 指定した日の朝、他の公共料金等の引落し等がある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

4 納付状況を確認する
 「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。
 (注) 残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

おすすめ
 *ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3) 記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

※記載要領は、法人を例に示しています。

- ① 提出年月日を記載します。
- ② 提出先の税務署名を記載します。
- ⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。
- ⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。
- ⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。
 [注] 1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限ります。
 2 口座名義に代表者氏名(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。
- ⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
 なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。
 [注] お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手段ですが頭部を○で埋めてください。
 【例】0001234
- ⑨ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。
 [注] 前半の記号は必ず5桁となります。また、後半の番号は左詰で記載してください。
 【記載例】
 1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
 2 振替口座の場合

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和××年 4月 19日提出

届が属 税務署長 〇

氏名(法人名及び代表者氏名) 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎 印

法人番号 1234567890123

住所(所在地) 東京都千代田区大手町1-X-X

氏名(法人名及び代表者氏名) 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎

指定金融機関 財務 (銀行) 信用金庫 東京 本 店 支 店 出 張 所

預金種別 普通 2 当座 3 納税準備 口座番号 1234567

ゆうちょ銀行 記号番号

2 振替日時:納付情報送付日時
3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

入 力 訂 正 入 力 送 付 届 郵

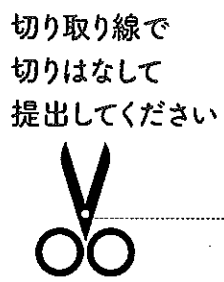
金融機関番号

郵便番号

送付印押蓋両面検査 印

(口座番号) (記号番号)

- ③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。
- ④ 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。
- ⑩ ①から⑨までを記載後、預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄に押印直ししてください。
- ⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。



法人番号	
------	--

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名 (法人名及び代表者氏名)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>
-----------------	---

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	[印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。]
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 木所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄	(不備事由) 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全 2 整理番号等未登録 5 その他 3 重複入力	<p style="text-align: center;">約 定</p> <p>一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。</p> <p>二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。</p> <p>三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。</p> <p>四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。</p> <p>五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。</p> <p>六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。</p>
	入 力訂正入力送 付登 録	
	金融機関番号	
	整理番号	

金融機関整理欄	(不備返却事由) A 印鑑相違 F 住所相違 B 印鑑不鮮明 G 支店名相違 C 口座番号相違 H その他 D 口座該当なし E 名義人相違 (備考)	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">受 付 印</td> <td style="text-align: center;">印 鑑 照 合 検 印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(口座識別番号)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(認証番号)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	受 付 印	印 鑑 照 合 検 印																				
	受 付 印	印 鑑 照 合 検 印																						

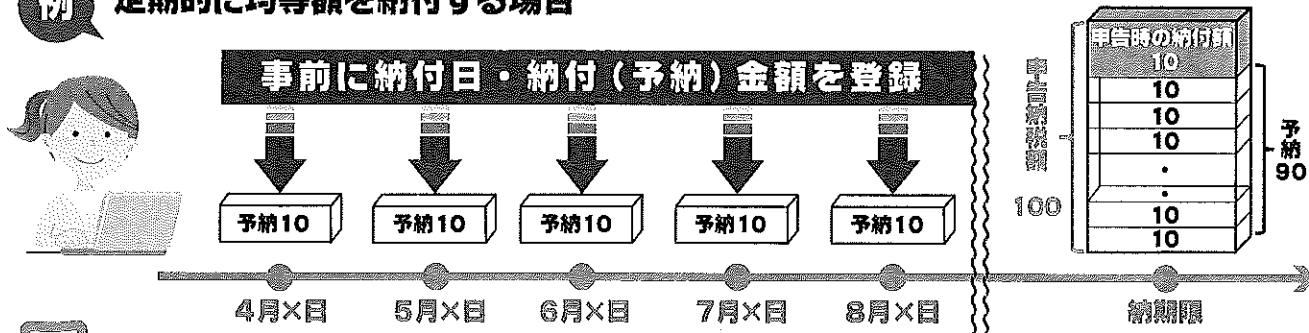
ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

例 定期的に均等額を納付する場合



その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



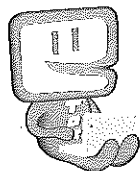
ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくは e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の登録日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

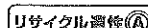
検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和元年9月

納付書交付依頼書

熊谷税務署では、月曜日から金曜日までにご提出いただいた依頼書につきまして、翌週水曜日にご用意します。

受領方法をお選びください	<input type="checkbox"/> 郵送 郵送を希望される場合には、依頼書と併せて返信用封筒をご用意いたします。 <input type="checkbox"/> 窓口受取
--------------	--

(提出年月日 . . .)

依頼者	名称	(担当者氏名: . . .)
	所在地	(電話番号: . . .)

☆源泉所得税用☆

①税務署名	②整理番号	③源泉徴収義務者名	④所得税徴収高計算書の種類 □にチェックマークを付けてください。	⑤枚数
0			□給与(一般) □給与(納特) □報酬・料金等 □その他()	枚
0			□給与(一般) □給与(納特) □報酬・料金等 □その他()	枚
0			□給与(一般) □給与(納特) □報酬・料金等 □その他()	枚

- (注) 1、誤納付防止の観点から、「徴収義務者名」を印字した徴収高計算書に限り交付いたします。
 つきましては、①～⑤の記入をお願いします。
- 2、依頼枚数が多い場合には、用紙の在庫の都合上、ご希望に添えない場合があります。※従来から登録のある徴収義務者については、事前に納付書は送付済みですので、再度確認をお願いいたします。

☆一般税目用☆

税務署名	整理番号	納税者	納付書の種類 □にチェックマークを付けてください。	枚数
0			□所得税及び復興特別所得税 □消費税 □法人税 □地方法人税 □相続税 □贈与税 □その他()	枚
0			□所得税及び復興特別所得税 □消費税 □法人税 □地方法人税 □相続税 □贈与税 □その他()	枚
0			□所得税及び復興特別所得税 □消費税 □法人税 □地方法人税 □相続税 □贈与税 □その他()	枚

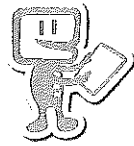
- (注) 1、熊谷税務署以外の税務署につきましては、「税務署名」、「税目」のみの印字になります。
- 2、依頼枚数が多い場合には、用紙の在庫の都合上、ご希望に添えない場合があります。

※税務署使用欄	收受年月日	担当者	作成年月日	担当者	交付(発送)年月日	担当者
	

「※税務署使用欄」には記入しないでください。

自宅等で 請求データを作成

自宅等のパソコンや
スマートフォン、
タブレット端末で納税証明書
請求データを作成します。



使って快適!
e-Tax
イー・タックス

税務署窓口で 本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ
短い時間で受け取れます。
(請求日当日の受取を指定された場合には、
多少お時間をいただくことがあります。)

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の送信が不要です!!



納税証明書の請求は 便利なオンライン請求を ご利用ください!

スマートフォンやタブレット端末
からでも利用できます。

メリット
1

手数料が安価です。

1税目 1年度
1枚 370円 (通常400円)

メリット
2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

e-Taxの
利用可能時間

■ 月曜日～金曜日 (休祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始します。

■ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

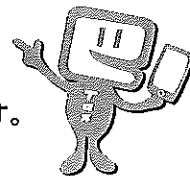
※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

詳しい手続は裏面をご覧ください。

オンライン請求 の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)または
e-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)



1

自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を
選択し作成してください。
 - ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2

オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合
には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の
場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4

納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送
または
電子ファイルで
受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書
を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダーの購入等の事前準備が必要です。インターネットバンキングや
ATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは
有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)

(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の
情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、
[e-Tax・作成コーナーヘルプデスク](TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

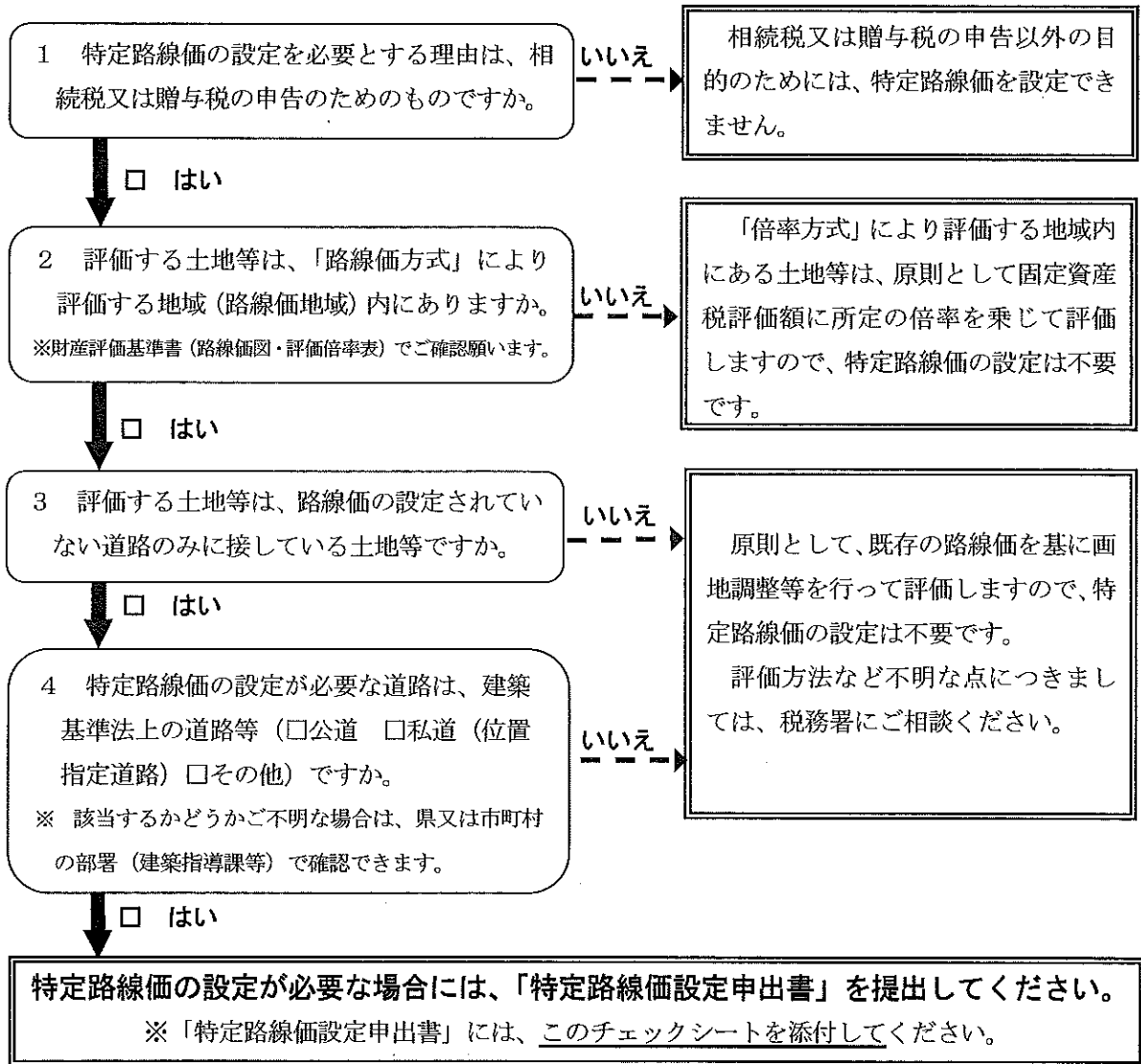
リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： _____

土地等の所在地： _____

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。



- ※1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
② 「建築基準法第43条第2項1号又は2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道
- ※2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。
- ※3 特定路線価の設定には、概ね1か月程度の期間を要します。
- ※4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。
- ※5 税務署での面接による相談は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください）。

(裏面)

特定路線価評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 水戸税務署 評価専門官 Tel 029-231-4211 (代表)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 宇都宮税務署 評価専門官 Tel 028-621-2151 (代表)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 前橋税務署 評価専門官 Tel 027-224-4371 (代表)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 川越税務署 評価専門官 Tel 049-235-9411 (代表)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 浦和税務署 評価専門官 Tel 048-600-5400 (代表)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 春日部税務署 評価専門官 Tel 048-733-2111 (代表)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟税務署 評価専門官 Tel 025-229-2151 (代表)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 長野税務署 評価専門官 Tel 026-234-0111 (代表)

上記代表電話番号宛ご連絡の際には、自動音声によりご案内しますので、案内番号のうち「2」を選択していただきますと税務署につながります。



e-Tax利用に関するアンケート

このアンケートは、e-Tax利用内容について、現状と今後の予定を皆様から伺い、e-Tax利用推進のお願いをする上での参考として活用させていただくため、ご協力をお願いするものです。

お手数ですが、令和●年●月●日までに、同封の返信用封筒にてアンケートにご回答くださるようお願いいたします。

回 答 日： 令和 年 月 日
 税理士(法人)名： _____

1	電子申告の利用のうち、「勘定科目内訳明細書」及び「財務諸表」(以下、「内訳書等」という)のデータを今後、e-Taxとする予定である
	<input type="checkbox"/> 既に電子申告をしている <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2-1	上記1で「はい」と回答した場合：内訳書等のe-Taxを開始する見込み時期
	<input type="checkbox"/> 順次始めている <input type="checkbox"/> 3年以内 <input type="checkbox"/> その他 ()
2-2	上記1で「いいえ」と回答した場合：内訳書等をe-Taxができない理由
	<input type="checkbox"/> 導入済の会計ソフトが電子申告可能な内容に対応していない、また新しいソフトの導入予定が無い <input type="checkbox"/> 既存データをXML形式又はXBRL形式に変換するための調整作業が煩雑なので調整してない(できない) <input type="checkbox"/> 関与先法人の理解が得られない <input type="checkbox"/> その他 ()
3	e-Taxによる提出ができない別表等について、今後イメージデータ(PDF形式)により、提出をする予定である(令和元年6月3日より平成31年4月1日以後終了事業年度分のe-Taxにより作成できない別表についてイメージデータ(PDF形式)による提出が可能となりました)
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4-1	上記3で「はい」と回答した場合：イメージデータによるe-Taxを開始する見込み時期
	<input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 既に各関与先法人の申告時期に始めている(始める予定)
4-2	上記3で「いいえ」と回答した場合：イメージデータによるe-Taxができない理由
	<input type="checkbox"/> 利用しているPCにイメージデータ化可能なソフトが導入されていない、また新しいソフトの導入予定が無い <input type="checkbox"/> 関与先法人の理解が得られない <input type="checkbox"/> その他 ()
5	同封したe-Taxに関するリーフレットを見て、内訳書等及び別表等のe-Taxを利用しようと思いませんか
	<input type="checkbox"/> 検討してみたい <input type="checkbox"/> 今後も検討する予定は無い <input type="checkbox"/> 具体的な説明を聞きたい <input type="checkbox"/> その他 ()
6	e-Tax全般について、ご意見・ご要望(システム改善等)があれば記載してください。 (<input type="checkbox"/> システム改善 <input type="checkbox"/> データ形式 <input type="checkbox"/> 操作方法 <input type="checkbox"/> その他)

～ ご協力ありがとうございました。～

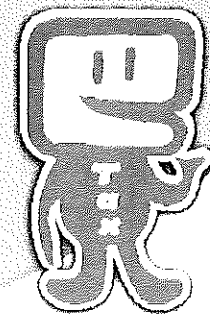
なお、当アンケートで得た情報は、今後のe-Tax利用促進以外の目的では使用いたしません。



法人の方へ

ネットが便利

申告・納税 e-Tax



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

法人税等の申告データを円滑に提出できる環境整備

法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、令和2年4月からは、以下のような環境整備を実施し、利便性の向上を図っています。

- 財務諸表のデータ形式が柔軟化されCSV形式での提出が可能となります。
- 財務諸表をe-Taxにより法人税申告と提出した場合は、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要となります。
- 連結親法人がe-Taxにより連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合は、連結子法人は提出が不要となります。

平成30年4月以降実施した上記以外の施策は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) でご確認ください。

なお、各種施策は、e-Taxを利用する法人の皆様の利用が可能です。

令和2年4月から大法人の電子申告が義務化

令和2年4月以後開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円を超えるなどの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告は、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てについて電子申告する必要があります（以下「大法人の電子申告義務化」といいます。）。

対象手続は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書となります。

また、大法人の電子申告義務化の対象となる場合は、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を対象となる事業年度（課税期間）の開始の日から1月以内に所轄税務署に提出する必要があります。

e-Taxのメリット

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続を行うことができます。
- 2 データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
(e-Tax : 370円 書面 : 400円)



財務諸表のデータ形式を柔軟化（CSV形式） <国税庁が勘定科目コードを公表>

【概要】

財務諸表について現状のデータ形式（XBRL形式）に加え、CSV形式による提出を可能とする（国税庁が勘定科目コードを策定・公表し、それを含めた標準フォームを提供）。

※ 「財務諸表の提出先の一元化」と同時期に実施。

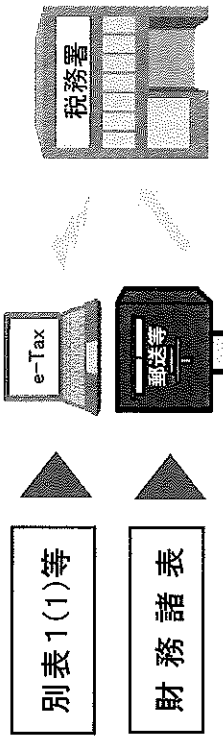
改正前

作成した財務諸表をXBRL形式に変換するための調整作業が煩雑（例えば、使用するソフトウェアに適合するように勘定科目の順番や名称を変更する等の作業が必要）であり、財務諸表を書面で提出しているケースがある。

○ 法人が作成した損益計算書

法人使用の勘定科目	300,000		
売上高	200,000	→	600,000
販入	100,000	→	
売上高合計	600,000		
期首資産	50,000		
当期商品仕入高	100,000		
合計	150,000		
期末資産	50,000		
売上総利益	50,000		100,000
			500,000

※ 法人使用の勘定科目
 <e-Tax上の勘定科目>
 フランチャイズ売上高
 フランチャイズ売上高
 貸受収入



改正後

CSV形式による提出を可能とすることにより、財務諸表をデータ変換するための調整作業が軽減

<Excelでの作成イメージ>
 国税庁が提供する
 勘定科目コード

法人使用勘定科目	金額
売掛金	100,000
子会社売掛金	200,000
工場	2,000,000

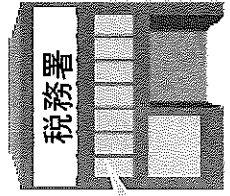
※ CSVデータ作成用の標準フォーム（Excel）を提供予定（勘定科目コードも含んだもの）。

企業開示において標準的に使用されている勘定科目（約6,400）ごとに国税庁が勘定科目コードを策定・公表する。民間ベンダーに対しては、ソフトウェアの開発に際し、この勘定科目コードも採用するよう要請。

XMLデータ + CSVデータ

別表1(1)等

財務諸表の
CSVデータ



e-Taxソフト等に
取込み

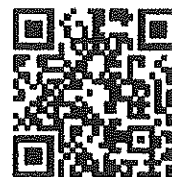
令和2年10月1日に酒類の手持品課税（戻税）が実施されます

令和2年8月
国税庁

～ 酒類の販売業者及び酒場・料飲店等を経営するみなさまへ ～

YouTube「国税庁動画チャンネル」で手持品課税（戻税）の説明動画を公開しております。

<https://www.youtube.com/user/ntachannel>（右のQRコードからもアクセスできます。）



令和2年10月1日に酒税率の改正（酒税率の引上げ・引下げ）が実施されます。

酒税率が改正される酒類に対しては、流通段階にある在庫に対して新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税（戻税）が実施されます。

すべての酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）は、令和2年10月1日時点の対象酒類の在庫数量を確認する必要がありますので、ご注意ください。

この手持品課税（戻税）の留意点は次のとおりです。

1 対象となる方（申告が必要となる方）

① 令和2年10月1日に、税率改正により酒税額が引き上げられることとなる酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方で、その所持する引上対象酒類の数量（複数の場所で所持する場合には、その合計数量）が1,800ℓ以上である方

② ①に該当しない方で、新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その差額の還付を受けようとする方

※ 令和2年11月2日（月）までに、貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出が必要です

※ 届出をした場合、引上対象酒類を所持する全ての貯蔵場所について申告が必要となります

2 対象酒類と1リットル又は1本当たりの引上げ・引下げ額

引上対象酒類	いわゆる「新ジャンル」	1ℓ当たり 28円	缶1本（350ml）当たり 9.8円の引上げ	
	果実酒 ※	1ℓ当たり 10円	ボトル1本（750ml）当たり 7.5円の引上げ	
引下対象酒類	ビール	1ℓ当たり 20円	缶1本（350ml）当たり 7円の引下げ	
	発泡酒 （麦芽比率50%以上）	1ℓ当たり 20円	缶1本（350ml）当たり 7円の引下げ	
	発泡酒 （麦芽比率25%以上50%未満）	1ℓ当たり 11円	缶1本（350ml）当たり 3.85円の引下げ	
	その他の醸造酒 ※	1ℓ当たり 20円	ビン1本（1,800ml）当たり 36円の引下げ	
	清酒 ※	1ℓ当たり 10円	ビン1本（1,800ml）当たり 18円の引下げ	
雑酒 ※ （みりん類似以外）	アルコール分21度未満	1ℓ当たり 20円	ビン1本（1,800ml）当たり 36円の引下げ（20度の場合）	
	アルコール分21度以上	1ℓ当たり 1度につき1円加算		

（注）※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものを除きます。

3 申告期限・納期限

上記1の①又は②に該当し、手持品課税（戻税）の対象となる方は、確認いただいた令和2年10月1日（午前零時）時点の対象酒類の在庫数量を基に、引上対象酒類を所持する貯蔵場所ごとに新旧税率の差額を計算していただき、それぞれの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に、令和2年11月2日（月）までに酒税納税申告書（計算の結果、差額の還付を受けようとする方も含みます。）を提出していただく必要があります。なお、差額の納付が必要となる方は、令和3年3月31日（水）までに納付が必要となります。

ご不明な点につきましては、貯蔵場所の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。

酒類の手持品課税（戻税）の申告等の手引（令和 2 年 10 月 1 日分）
【補足資料】

手引に記載されている引下対象酒類のほか、発泡性酒類のうち、容器の品目の表示の後に、「(発泡性) ②」(※)と表示されている酒類も、その品目にかかわらず、引下対象酒類に該当します。

(※) 例えば、「甘味果実酒 (発泡性) ②」と表示されている酒類が該当します。

また、「(発泡性) ②」のほか、「(炭酸ガス含有) ②」「(炭酸ガス入り) ②」「(炭酸ガス混合) ②」と表示されている場合があります。

「税額算出表」には、「(発泡性) ②」と表示されている酒類について、記載する欄を設けていませんので、令和 2 年 10 月 1 日に、このような酒類を所持している場合で、手持品課税等対象酒類の酒税の納税申告を行う際には、便宜的に、当該酒類の所持数量を「税額算出表」の B 行（発泡酒（麦芽比率 50%以上又はアルコール分 10 度以上））の所持数量に合算して、税額の計算を行ってください（当該酒類も発泡酒（麦芽比率 50%以上又はアルコール分 10 度以上）と同様に、1 ℓ 当たり 20 円の酒税率の引下げとなっています）。

税 額 算 出 表

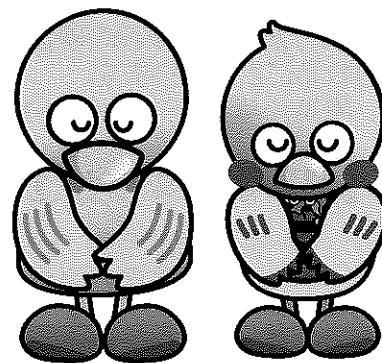
酒 税

申告者の住所 及 氏名又は名称		(住所) (氏名又は名称)					
品目等		所持数量 〔10 ml未満の瓶数を 切り捨てた後の数量 (ア)〕	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差引酒税額
			税率 (1ml当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ)	税率 (1ml当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ)	ウ-オ
発泡性酒類	ビール	A	ml	円	円	円	円
	発泡酒	B		0.2		0.22	▲
	その他の発泡性酒類	C		0.167125		0.178125	▲
	その他の発泡性酒類	D		0.108		0.08	
醸造酒類	清酒	E					
	果実酒	F					
	その他の醸造酒	G					
		H					

こちらの行の発泡酒（麦芽比率 50%以上又はアルコール分 10 度以上）の所持数量に合算して、税額を計算してください。
「所持場所ごとの所持数量の内訳書」を作成する場合にも、同様に合算します。

ご不明な点につきましては、貯蔵場所の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。

紙の納付書・申告書等の 事前送付を取りやめます



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっち

廃止の時期と対象

時期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

対象

- 令和2年3月31日以前の直近事業年度を電子申告 (eLTAX) した法人
- 大法人 (※)

※ 内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等

詳しくは
裏面へ!

納付書・申告書等の送付が必要な場合

所管の **県税事務所** へご連絡ください。

県税事務所	電話番号	管轄地域
さいたま県税事務所	048-822-5131	さいたま市(岩槻区を除く)
川口県税事務所	048-252-3571	川口市・蕨市・戸田市
上尾県税事務所	048-772-7140	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
朝霞県税事務所	048-463-1672	朝霞市・志木市・和光市・新座市
川越県税事務所	049-242-1662	川越市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・三芳町
所沢県税事務所	04-2995-2135	所沢市・狭山市
飯能県税事務所	042-972-0441	飯能市・入間市・日高市・毛呂山町・越生町
東松山県税事務所	0493-23-8906	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町
秩父県税事務所	0494-23-2121	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村
本庄県税事務所	0495-22-6100	本庄市・美里町・神川町・上里町
熊谷県税事務所	048-523-2036	熊谷市・深谷市・寄居町
行田県税事務所	048-556-5094	行田市・加須市・羽生市
春日部県税事務所	048-737-2110	さいたま市岩槻区・春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
越谷県税事務所	048-962-2191	草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町

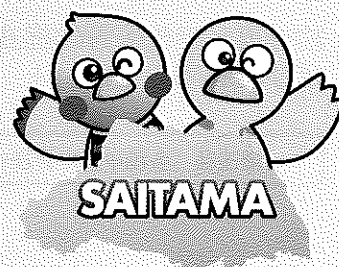
問合せ先

埼玉県 総務部 税務課 課税担当 (法人)

 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
 TEL 048(830)2657 FAX 048(830)4737

埼玉県 各種申請申告様式

検索



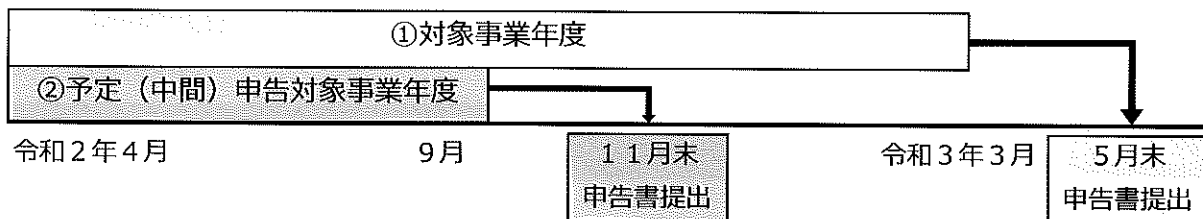
納付書・申告書等の廃止と事業年度

納付書・申告書等の事前送付の廃止は、「令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）」から適用されることとなります。

事業年度（課税期間）が1年間の3月決算法人の場合は、以下のとおりとなります。

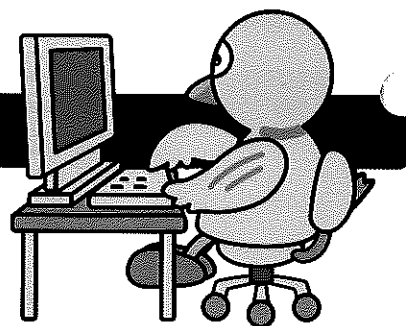
【例】事業年度が1年間の3月決算法人（決算期の変更がない場合）

- ① 確定申告 → 令和3年3月期以後が対象
- ② 予定申告（仮決算の中間申告） → 令和2年9月期以後が対象



その他のお知らせ

大法人の電子申告が義務化されました



「資本金の額又は出資金の額」など、法人の届出事項が変更された場合には、「**法人の名称変更等の報告書**」をご提出ください。

平成30年度税制改正により令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税・法人事業税等の申告は電子申告（eLTAX）により提出しなければならないとされました。

埼玉県では、県が把握している資本金の額又は出資金で大法人に該当するかどうかを判断します。

また、電子申告義務化の対象法人には納付書・申告書等を送付しない予定です。詳しくは、埼玉県のホームページをご覧ください。

埼玉県 大法人 義務化

検索

全ての都道府県・市区町村に電子納税できるようになりました！

令和元年10月からeLTAXの一部として、地方税共通納税システムが稼働しました。

これにより、法人県民税・法人事業税等について全ての都道府県・市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税をすることができるようになりました。



納付書・申告書等がダウンロードできます！

納付書・申告書等の様式は埼玉県ホームページに掲載しています。ぜひご利用ください！

埼玉県 各種申請申告様式

検索